

## 【G03】加工用に海外に送られた財貨の所有権変更ベースでの記録

### 1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入及び輸出は、厳密な所有権移転ベースで記録する。つまり、<u>財貨を所有する国と加工サービスを提供する国との間の財貨のフローは、財貨の輸入及び輸出として記録されず、財貨を所有する国による加工サービスの輸入、それを提供する国による加工サービスの輸出として記録する。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出と輸入の<u>所有権移転ベースの記録の例外</u>として、加工目的で海外に送られ、その後、輸送元の国に戻った財については、実効上、所有権が変更されたものと扱う。このため、<u>これらの財は、最初の国を出たときに輸出として記録され、同国に戻ってきた際に輸入として記録する。</u></li> </ul>

#### ① 2008SNA への対応で求められる事項

- 加工用の財貨に係る取引については、加工請負国（A 国）の加工依頼国（B 国）からの輸入、加工後には、A 国から B 国への輸出として記録していたが、これを、A 国から B 国へのサービスの輸出（加工サービス）と記録するよう変更する（参考 1 参照）。

#### ② 主要計数への影響（概念上）

- なし（概念上は、財貨・サービスの純輸出としては変化しないため、GDP への影響はない。ただし、推計期間をまたぐ取引については、期間毎の GDP に影響はありうる）

### 2. 現行 JSNA での取り扱い

- 現行 JSNA においては、貿易統計や国際収支統計（国際収支マニュアル第 5 版（BPM5）ベース）と整合的に、1993SNA の勧告に沿って、加工用財貨の取引を、財貨の輸出入として捕捉・計上している。

### 3. 検討の方向性

#### ① 次期基準改定における対応の考え方（案）

##### <○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

- 2008SNA の勧告に沿って、支出側<sup>1</sup>の財貨・サービスの輸出入において、加工用財貨の取引について財貨の輸出入としては記録せず、日本が加工請負国の場合<sup>2</sup>、加工サービスの輸出を、外国が加工請負国の場合<sup>3</sup>、加工サービスの輸入を記録する<sup>4</sup>。
- 生産側<sup>5</sup>においては、基礎統計や推計上の制約・課題が大きいため、加工貿易について財貨の輸出・輸入や産出・中間消費ではなく、サービスの輸出・輸入や産出・中間消費として扱うことを見送る。ただし、支出側の輸出・輸入との整合性をとるための調整を行う（詳細は 3. ②にて後述）。

<sup>1</sup> 国民経済計算年報の「主要系列表 1 国内総生産（支出側）」。財貨計、サービス計の輸出入額を表章。国際収支統計を用いて推計。

<sup>2</sup> 自国が加工を請け負う場合を、順委託加工と呼ぶ。

<sup>3</sup> 自国が加工を依頼し、外国が加工を行う場合を、逆委託加工と呼ぶ。

<sup>4</sup> 基礎統計である貿易統計等からは財貨ごとに委託加工について期間をまたぐ取引を把握することはできないため、JSNA においては期間をまたぐ取引はないものと整理する。

<sup>5</sup> 国民経済計算年報の「付表 1 財貨・サービスの供給と需要」。財貨・サービス別の輸出入額を表章。財貨別に貿易統計、サービス別に国際収支統計を用いて推計。

## ② 推計方法、GDP への影響等試算値

### ■基礎統計

#### 加工サービス部分…A

⇒・国際収支統計（国際収支マニュアル第6版（BPM6）ベース<sup>6</sup>）  
「支払又は支払の受領に関する報告書」において、  
国際収支項目番号 「081：加工賃（再輸出入を伴うもの）」  
同 「082：加工賃（再輸出入を伴わないもの）」  
として報告された輸出入額（財貨別データなし）

#### 加工用の財貨部分…B

⇒・貿易統計の基礎データとなる通関申告情報（財務省よりデータ提供）  
輸出入申告書において、貿易形態別符号第3符号の欄に  
「1」：順委託加工契約に基づく輸出及び輸入  
「2」：逆委託加工契約に基づく輸出及び輸入  
の付された輸出入額（HSコード<sup>7</sup>に基づいた財貨別データ）

### ■推計方法

#### —支出側

A のデータ（BPM6 ベースの国際収支統計における「委託加工サービス」の収支）を  
支出側 GDP（年報主要系列表1）のサービス輸出入に計上する。

#### —生産側

（マニュアル等に沿った場合の記録方法）

- ・2008SNA マニュアルやこれを敷衍したハンドブックに沿った形（参考2の（1）（ア）、  
（2）（ア）参照）での記録を行うためには、以下のような手順で推計を行うことが  
必要となる。
- ① B のデータより、加工貿易を通じて取引された財貨の輸出額と輸入額を把握す  
る。
- ② ①の HS コードの財貨別輸出入のデータを JSNA の財貨・サービス別分類に、コード  
コンバータを用いて組み替える。
- ③ 順委託加工（日本が加工請負国）の場合、財貨別の輸入（加工前の財貨）、輸出（加  
工後の財貨）からそれぞれ②で作成した輸出入額を控除するとともに、「加工サービ  
ス」の産出額及び輸出に A の輸出額を計上する<sup>8</sup>。
- ④ 逆委託加工（海外が加工請負国）の場合、財貨別の輸出（加工前の財貨）、輸入  
（加工後の財貨）からそれぞれ②で作成した輸出入額を控除するとともに、「加  
工サービス」に A のデータの輸入額を計上する。また、加工後の財貨は国内で  
産出されたように記録する。<sup>9</sup>

<sup>6</sup> 国際収支統計においては2014年1月分（同年3月公表予定）より BPM6 に準拠した計数を公表する  
予定。なお、BPM6 と 2008SNA における加工用財貨の取扱は整合的。

<sup>7</sup> 「HS コード」とは、“Harmonized Commodity Description and Coding”（商品の名称及び分類につい  
ての統一システム。以下（「HS」という））として、国際貿易商品の名称及び分類を世界的に統一する目  
的のために作られたコード番号のこと。

<sup>8</sup> 国連のハンドブック“The Impact of Globalization on National Accounts”によれば、こうした処理に加え、  
現行では、加工前の財貨の輸入は、需要側では中間消費に計上されているため、中間消費からも同額  
を控除することが必要。また、現行、加工後に輸出された財貨の価額は、供給側では産出に記録され  
ているため、産出額からも同額を控除することが必要。

<sup>9</sup> 上記国連ハンドブックによれば、現行では、加工前の財貨の輸出は、供給側で産出に計上されてい

(課題と代替案)

- ・しかしながら、上記の生産側の推計方法については、B のデータでは加工前の財貨と加工後の財貨との対応付けが出来ないことから、経済活動別の産出構造、中間投入構造や付加価値構造が歪むなど生産側 GDP<sup>10</sup>の推計上、大きな課題がある（参考2の(1)(イ)、(2)(イ)参照）。
- ・このため、生産側（年報付表1「財貨・サービスの供給と需要」）においては、加工前と加工後の財貨の輸出・輸入やこれに伴う産出・中間消費等を記録するという現行 JSNA の取扱いを継続し、現行捉えられている国内の生産構造を変更しないこととする（加工サービスの輸出・輸入、産出・中間消費についても記録しない）。
- ・ただし、支出側の財貨・サービスの輸出・輸入との整合性を取るため、付表1の欄外に、「加工貿易に係る調整表（仮称）」を設け、生産側推計による財貨の輸出・輸入から、データ B により把握される加工用財貨の輸出・輸入を控除し、データ A から把握される「委託加工サービス」の輸出・輸入を加算するという処理を行う（参考3参照）。

■参考（貿易統計における加工用財貨の輸出・輸入）

- ・本勧告は、加工用財貨の計上方法の変更（加工用財貨の輸出入を、加工サービスの輸出入に振替え）についてのものであり、GDP に与える影響はない。
- ・ここでは、財務省から提供を受けた B のデータから、加工用財貨の名目輸出入の名目 GDP 比を計算したところ、2009～2011 年の平均で輸出は 0.1%、輸入は 0.2%程度。

#### 4. その他の留意事項

##### <基礎統計における扱い>

- ・貿易統計においては、通関ベースで記録しているため、加工用財貨は輸出入として計上されている。この中で、輸出入申告書によって、貿易主体の申告を基に加工用財貨の輸出入額が把握されている。
- ・国際収支統計については、現行の BPM5 ベースでは、加工用財貨の輸出入は財貨の輸出入に計上されている一方、2014 年 1 月分以降の BPM6 ベースでは、加工賃がサービス収支の内訳項目「委託加工サービス」に計上される予定（加工用財貨の動きは計上されない）。
- ・平成 17 年産業連関表では、加工用財貨の輸出入については、通常の財（加工用財貨以外）と同様に「9211-10：輸出（普通貿易）」、「9411-10：（控除）輸入（普通貿易）」にそれぞれ財貨として計上されている。（平成 23 年産業連関表でも同様の扱いとなる。）

##### <諸外国における対応状況>

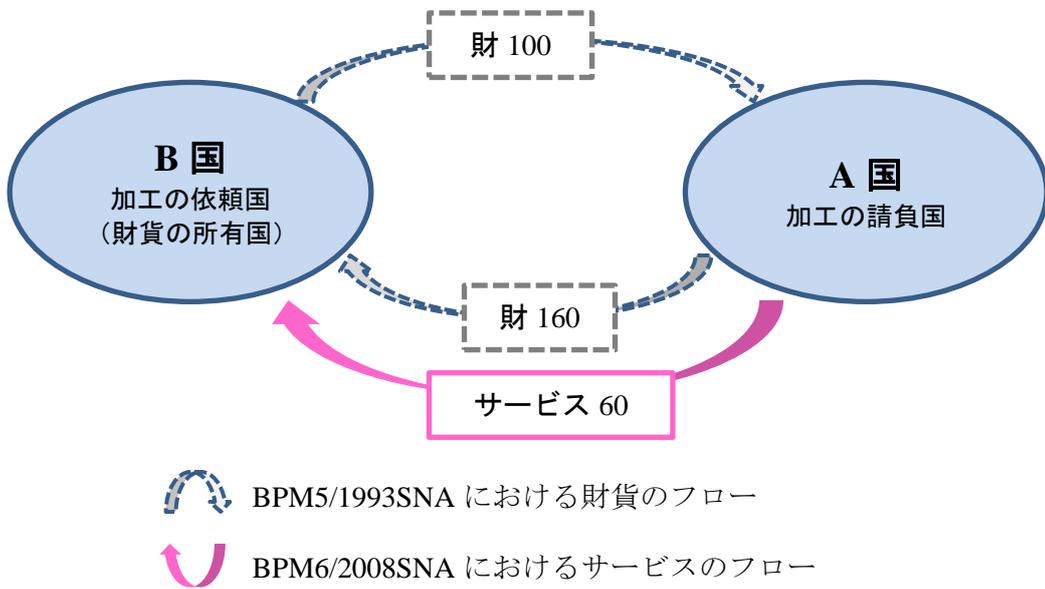
- ・オーストラリア  
2009 年の 2008SNA 導入に伴い、本勧告に沿って対応している。
- ・米国、カナダ  
本勧告に対応していない（米国の国際収支統計では、加工用財貨の記録方法の変更は長期的な課題とされている）。

---

るため、産出額からも同額を控除することが必要。また、加工後の財貨の輸入は、需要側では各種の需要に配分・計上されているため、これらの需要も控除するとともに、加工後の財貨をあたかも国内で産出しているかのように擬制し、需要側では各種の需要に計上することが必要。

<sup>10</sup> 国民経済計算年報「主要系列表 3 経済活動別国内総生産」等。

(参考1) 加工用財貨の輸出入のイメージ



(参考2) 国際マニュアル等に沿った加工貿易の記録イメージと課題

(1) 我が国が加工請負国の場合(順委託加工)

(ア) 財貨・サービスの供給と需要

	供給		需要			
	産出	輸入	中間消費	輸出	在庫	他の最終需要
1993SNA						
加工前の財貨(素材)		100	100			
加工後の財貨(完成品)	160			160		
その他の財貨(完成品に投入)	20		20			
加工サービス	-	-	-	-	-	-
2008SNA						
加工前の財貨(素材)		0	0			
加工後の財貨(完成品)	0			0		
その他の財貨(完成品に投入)	20		20			
加工サービス	60			60		

(イ) 経済活動別財貨・サービス投入表

財貨・サービス		経済活動	加工前の財貨(素材)を産出する経済活動	加工後の財貨(完成品)を産出する経済活動	その他の財貨(完成品に投入)を産出する経済活動	加工サービスを産出する経済活動
1993SNA						
中間投入	加工前の財貨(素材)			100		
	その他の財貨(完成品に投入)			20		
	加工サービス		-	-	-	
付加価値				40	20	
産出額				160	20	
2008SNA						
中間投入	加工前の財貨(素材)			(0)		
	その他の財貨(完成品に投入)			(0)		20
	加工サービス					
付加価値				(0)	20	40
産出額				0	20	60

加工前の財貨の中間消費「100」を、加工後の財貨を産出する経済活動(複数)の中間投入から適切に控除する必要があるが、加工前と加工後の財貨の紐付けができないため、困難。  
⇒経済活動別の中間投入構造、付加価値が歪む

現実に加工後の財貨の生産活動は行われ、そのための雇用者報酬等の支払がある一方で、産出額が記録されないため、雇用者報酬等から加工後の財貨の生産活動に相当する部分を適切に控除することが必要だが困難。また、加工サービスに係る雇用者報酬等の把握も困難。  
⇒経済活動別の営業余剰が歪む。

加工後の財貨(完成品)の生産活動に投入される財貨を控除し、加工サービスの投入に移す必要があるが困難。  
⇒経済活動別の中間投入構造、付加価値が歪む

(2) 海外が加工請負国の場合（逆委託加工）

(ア) 財貨・サービスの供給と需要

	供給		需要			
	産出	輸入	中間消費	輸出	在庫	他の最終需要
1993SNA						
加工前の財貨（素材）	100			100		
加工後の財貨（完成品）		160		30	10	120
その他の財貨（素材に投入）	20		20			
加工サービス	—	—	—	—	—	—
2008SNA						
加工前の財貨（素材）	0			0		
加工後の財貨（完成品）	160	0		30	10	120
その他の財貨（素材に投入）	20		20			
加工サービス		60	60			

(イ) 経済活動別財貨・サービス投入表

財貨・サービス		経済活動	加工前の財貨（素材）を産出する経済活動	加工後の財貨（完成品）を産出する経済活動	その他の財貨（素材に投入）を産出する経済活動	加工サービスを産出する経済活動
1993SNA						
中間投入	加工前の財貨（素材）					
	その他の財貨（素材に投入）		20			
	加工サービス		—	—	—	—
付加価値			80		20	
産出額			100		20	
2008SNA						
中間投入	加工前の財貨（素材）					
	その他の財貨（素材に投入）		(0)	20		
	加工サービス			60		
付加価値			(0)	80	20	
産出額			0	160	20	

現実に加工前の財貨の生産活動は行われ、そのための雇用者報酬等の支払がある一方で、産出額が記録されないため、雇用者報酬等から加工後の財貨の生産活動に相当する部分を適切に控除する必要があるが困難。また、現実には行われていない加工後の財貨の生産活動に相当する雇用者報酬等の把握も困難。  
⇒経済活動別の営業余剰が歪む。

加工前の財貨（素材）の生産活動に投入される財貨を控除し、加工後の財貨（完成品）の投入に移す必要があるが困難。  
⇒経済活動別の中間投入構造、付加価値が歪む

※ (1) (2) の (ア) のイメージは、国連“The Impact of Globalization on National Accounts”による。

(参考3) 生産側における記録の代替案 (加工貿易に係る調整表 (仮称))

財貨・サービスの供給と需要

	供給		需要			
	産出	輸入	中間消費	輸出	在庫	他の最終需要
加工前の財貨 (素材) A: 順委託加工用		100	100			
加工前の財貨 (素材) B: 逆委託加工用	100			100		
加工後の財貨 (完成品) C: 順委託加工用	160			160		
加工後の財貨 (完成品) D: 逆委託加工用		160		30	10	120
その他の財貨 (順委託加工の完成品に投入) E	20		20			
その他の財貨 (逆委託加工の素材に投入) F	20		20			
合 計	300	260	140	290	10	120

加工貿易に係る調整表 (仮称) (案)

合 計 (再掲)	260	290
加工用財貨 (マイナス表示)	-260	-260
加工サービス (プラス表示)	60	60
調 整 後	60	90

※設例は、参考2と同様。年報付表1「財貨・サービスの供給と需要」を簡略化して示している。